

第185回藤沢市都市計画審議会
議第2号

特定生産緑地の指定について（諮問）

特定生産緑地(藤沢市)の指定

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

特定生産緑地番号		位置		生産緑地 地区番号	面積		申出基準日	図面番号	備考	
番号	枝番号				生産緑地地区 (都市計画)(㎡)	特定生産緑地(㎡)				
						既に指定されて いる区域				新たに指定する 区域
547	-23	菖蒲沢	字大下地内	547	1,070	0	1,070	1	2023年12月24日	
	-23	菖蒲沢	字大下地内						2023年12月24日	
562	-23	辻堂太平台1丁目	地内	562	2,010	0	2,010	2	2023年12月24日	
	-23	辻堂太平台1丁目	地内						2023年12月24日	